

大阪府公衆浴場入浴料金審議会要旨

- 1 日 時 令和3年8月5日(木) 午後2時から午後3時45分まで
- 2 場 所 ホテルプリムローズ大阪3階「高砂の間」
- 3 出席委員 椎葉 淳、乙政 正太、川喜多 由博、細見 三英子、宮前 博一、土本 昇、北出 守、中村 夏美、松永 律、宮本 一孝、中谷 紀久雄
(敬称略、名簿順)
- 4 議 題 大阪府における現行入浴料金の改定の要否等について
- 5 開 会
事務局 氏内生活衛生室長が挨拶を行い、浅野生活衛生補佐が開会を宣言した。
- 6 定足数の確認
審議会規則第4条第3項により、審議会は委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないが、13名中11名の出席があり、浅野生活衛生補佐が審議会の成立を報告した。

7 議 事

改定上限入浴料金の検討

1 個人事業主分の人件費について

<事務局> (資料1～2(P.1～3)に基づき、改定上限入浴料金の算定について説明。)

浴場営業者から持続的経営に必要と考える個人事業主の人件費を **395** 万円とする提案があったが、入浴料金の算定は総括原価方式を原則としており、実績額や統計データを参考に、今回は、個人事業主の人件費を **240** 万円に設定することで委員了承。

委員の主な発言

<宮前委員>

個人事業主の人件費を **395** 万円としてお願いしたいが、入浴料金から考えると消費者の負担、営業者のリスクを考えると入浴料金は **490** 円が限度と思う。入浴料金を **490** 円に抑えるには人件費 **240** 万で設定のうえ原価計算するしかないので、そちらでお願いしたい。

<松永委員>

消費者側として利用施設がなくなるのは困る。利用するためには生活費の一部が使われているので、多額の費用負担が増える。公的な補助がなければ埋められないのでは。今日はそれを議論していただきたい。

<細見委員>

今回営業者代表の提案が資料に追加されたが、(C)－④個人事業主の人件費は240万円での議論でいいのではないか。

2 営業外収入を算定に反映することについて

営業外収入は、物販等を対象とした収入で、今回算定項目を見直すにあたり、5都府県の状況を参考としたところ、すべての都府県とも算定に反映されていた。営業外収入に要する経費は、人件費等浴場経営経費と密接不可分であることから、算定に反映することで、委員了承。

3 大人入浴料金の上限額について

<事務局> (資料1により、個人事業主の人件費を**240**万円に設定、営業外収益を算定に反映した際の改定上限入浴料金について説明。)

大人の上限額の設定根拠としては、資料**1(C)**-④のとおり個人事業主の人件費は**240**万円を採用し、営業外収入を反映した**497.5**円としたうえで**490**円で答申することで委員了承。

委員の主な発言

<宮前委員>

浴場経営は年々厳しくなっているが、営業者としては**490**円で認めていただきたい。

<松永委員>

大阪は生活保護世帯が全国一位である。低賃金も多い。自宅に風呂がなく銭湯を利用せざるをえない人が多いということが大阪の特色である。消費者団体からするとこの先のことが言いたくなる。これ以上あがると本当に厳しい。公的助成制度を作っていただきたい。

<中村委員>

現行**450**円から**500**円になるのは利用者にとってはしんどいこと。**10**円でも安くなることはありがたいことではないか。これまでの審議の資料をみてきたが、**490**円で賛成である。

<川喜多委員>

今回、建物再調達費や営業外収益を含め**497.5**円と算出されたが、全国の入浴料金から考えると**490**円が適切ではないか。

<細見委員>

地域性、浴場経営に対する考え方、消費者の考え方、行政の考え方が、今回それぞれが歩み寄って**497.5**円となったが、ワンコインにしなくても影響はないのか微妙な数字だと思う。

<乙政委員>

現状で把握できるデータに基づき総括原価方式で上限が算出されていることは評価できる。営業外収入や他府県の状況などを踏まえ算出されているので、一定の根拠が示されていると考える。**490**円の改定で妥当ではないか。

4 中人、小人入浴料金上限額について

<事務局> (資料**3-1**、資料**4**に基づき、中人、小人の改定状況及び大人料金に対する割合、全国状況について説明。)

中人 **200** 円、小人 **100** 円という営業者代表からの提案に対し、全国や過去の水準からみても、今回の改定は仕方ないと消費者代表からの納得もあり、平成元年当時（大人 **240** 円：中人 **120** 円：小人 **60** 円）の料金比率に近づけるものとして、中人 **200** 円、小人 **100** 円で上限の改定料金額とすることで委員了承。

委員の主な発言

<宮前委員>

- ・ 小人は **30** 年以上変わっていないので **100** 円にお願いしたい。中人は平成 **26** 年に改定はされているが、大人 **490** 円とのバランスを考慮し **200** 円にお願いしたい。
- ・ 入浴回数券については、統制額改定後、組合の理事会で決定することとなる。中人小人の値上げに対し、できるだけ便宜は図っていききたい。

<松永委員>

値上げがいいとは言い難いが、長年変わっていない小人 **100** 円は仕方ない。中人といっても小学 **6** 年生までなので、**490** 円の大人の料金の半額といわれると交通料金等を考えるとそうなのかと思う。**10** 円でも安いにこしたことはない。

<中村委員>

すべて上がると結構な金額になるが、据え置き期間が長すぎるのは問題かと思うので、致し方ないかと思う。中人 **200** 円、小人 **100** 円で承認したい。

<細見委員>

資料 **3-2** の備考欄にあるのは **10** 枚綴りの券のことかと思う。中人 **200** 円となるとここの部分での工夫等はしていただけるのか。回数券で工夫いただくとか。

答申書について

<事務局> （令和2年度からの本審議会開催の背景や今までの審議会での意見を踏まえた答申書案（たき台）を配付し、読み上げ。）

答申書の付記意見に、営業者からは「本審議会にて利用者の負担や浴場の経営リスク等に関する諸問題及び対策に関することを審議可能とするために、大阪府附属機関条例の一部改正を望みたい」と、消費者代表の1名からは、「審議事項に公的補助に関することを追加するように望む」と記述するよう提案があった。

付記意見への両提案については、事務局から審議事項でないことを説明したのち、営業者からの提案等については、別の機会に府と営業者で協議検討することとし、案は修正せずに答申することで委員了承。

○本審議会の審議事項等についての事務局説明

入浴料金審議会は、物価統制令と「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づく入浴料金の統制額の諮問機関であり、総括原価方式による入浴料金の上限額を審議する場として設置している。浴場の振興策を審議する場（条例改正による位置づけなど）ではないと考えている。

委員の主な発言

<宮前委員>（資料①、資料②を配付）

・入浴料金について、まず現在の公衆浴場の現状を知っていただいたうえで、適正額を検討いただき、その後に実際の入浴料金を検討いただきたいと要望していた。

入浴料金の審議にあたっては、従前からの事業者経費と利用者負担だけで議論することは、今般の情勢で非常に難しく、行政の補助の必要性を議論していただき、最終的に答申書に盛り込んでいただければと思っていたが、事務局より発言は構わないが答申書に補助の必要性を盛り込むことは、条例にある「調査審議に関する事務」から逸脱するとのことであった。

・消費者団体の委員も公的補助について述べられているが、この件は初めてのことかと思うので、答申に公的補助の必要性を盛り込むことについて事務局より詳しく説明いただきたい。

・条例に反するか否かを、この場で議論するつもりはないし、補助の必要性を訴えることが条例から逸脱するのであれば諦める。

しかし、今後の審議会においては入浴料金だけでなく、資料②として配付した「各県における入浴料金審議会の設置目的」で、東京都や神奈川県のように審議会で「公衆浴場の諸問題について」も審議可能とする条例変更を要望したく資料①の内容を、答申書に意見として追加することを提案させていただく。

・神奈川県や東京都のような協議会にしないと私たちや消費者団体が主張しているようなことは入ってこないのではないかと。現在の審議事項だけでは、今後の審議会は手詰まりになると思う。

<松永委員>（所属団体として意見を資料として提出、配付）

審議会の目的について、料金の改定・上限を決定する場とは理解している。消費者団体としても現行の浴場経営と利用者との折衷案が料金の決定方法というのはどうしても矛盾が残っていく。料金を設定するにあたって利用者側とされる側のしわ寄せだけで料金を決定していくのは矛盾が拡大するばかり。どのように存続していくか府的な役割が出てきたということをも明らかにしていただきたい。消費者団体としても宮前委員の提案をこの場で議論していただきたい。公的支援を行うために設置をしていくという内容であればかまわない。

<中村委員>

・法（設置条例）から、松永委員の意見について答申で踏み込む内容ではないと判断した。

・修正部分は審議の内容ではないと思う。違う場を持ってもらうということについては、付記1「社会資源として高齢社会に対応した福祉、健康づくりに貢献できるよう施策の充実を望みたい。」という部分に全部はまともならないが、付記していただいたと考えているので、この内容でいいのではないかとと思う。

<川喜多委員>

- ・公的支援を審議する場ではないとは考えている。今後、公的支援のあり方を審議する場が変わるのだとしたら、委員構成についても再考する必要があると思う。
- ・公的支援のあり方を審議するのではなく、今ある公的支援を理解したうえで入浴料金の上限を審議するために、大阪府や他府県で公的補助が今どのように行われているか情報収集することは、この審議会の権限でできるのではないかと個人的には思う。

<乙政委員>

上限の決定を依頼されている。補助金については今まで議論していないし、することもないと思っている。

<細見委員>

長く委員をしている。それぞれの立場で落としどころを見つけてやってきた。物価統制令の縛りがあるのでもっとサポートができるのではという議論もあるし、物価統制令、そもそもこの審議会の必要性という議論も出てきている。制度設計については考えていく必要はあるが、この審議会でやるというのは別の話。審議会で条例改正や法律改正は書かないことでもいいのではないか。たたき台の付記1と2で意味は込められているのではないか。

<宮本委員>

公的支援を議論する場ではないという前提でお話しさせていただきたい。門真市でも高齢者向けの無料入浴事業等を実施していた。当時市議会議員時代、様々な形で意見交換する機会があったが、現実問題として門真市では**10**年前に制度はなくなっている。行政改革の中で公衆浴場だけに補助するということが住民の理解が得られなくなってきた。各市町村財政状況が厳しい中で様々な補助金を整理してきたということが現実としてある。制度がなくなって**10**年経った今、公的支援がどこまで可能か。今話している経営の支援となると日常的なものになってしまう。過去行っていたようなものや今組合が実施しているふれあいデイのような集客するためのイベント的なものはできたとしても、日常的な経営の支援はなかなか難しいところがあり、正直なところどこまで現実的であるのかと思っている。

<中谷委員> ※営業代表者からの求めにより大阪市の状況説明

大阪市の支援について、衛生向上事業補助金と住民等相互交流活性化事業補助金があり、いずれの補助金も補助率は2分の1。**11月2日**開催の審議会資料2にも先ほど説明した事業や固定資産税の減免措置等が紹介されている。大阪市は公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、複数の局や区において支援を講じているが、あらためて関係所属が連携して公衆浴場に対する支援策等を検討するため、プロジェクトチームを設置し、検討を行っている。今年**3月2日**に大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合と連携協定を結び、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、大阪市内に所在する一般公衆浴場がもつ様々な有用性を活かすとともに、一般公衆浴場が地域にとってかせない存在として存続し、もって市民の健康増進や福祉の向上に資することを目的としている。

【椎葉会長まとめ】

現在の審議会での役割の中で、公的支援について、この場で議論する内容ではないと思っている。補助に反対するわけではないが、審議会の分担を広げることを求める意見を付記することについて、この審議会の答申で記載する内容ではない。別の場で考えていただく内容かと思う。答申の意見付記

については、設置目的の内容とし、広く浴場組合のことについて議論できる場を設けてもらいたいという営業者側の要望について、大阪府(事務局)から「営業者と協議検討を重ねる」との発言もあり、本審議会の答申は、案(たたき台どおり)とする。

8 答申書の交付

椎葉会長から、木村環境衛生課長へ知事への答申書を交付した。

9 閉 会

浅野生活衛生補佐が閉会を宣言した。